

誓約書

令和 年 月 日

学校法人産業医科大学

契約担当役 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

印

当法人は、学校法人産業医科大学との取引に当たり、次の事項を誓約します。

また、次の事項が事実と異なることが判明した場合、貴法人により取引停止、業者名の公表、参加資格認定の取消し等の処分を講じられても異議はありません。

- 1 民法、その他諸法律・規則を始め、貴法人の会計規則及びこれに関する事項を遵守します。
- 2 個人及び法人の役員等が、公共安全及び福祉を脅かす恐れのある団体及び団体に属している法人ではありません。
- 3 個人及び法人の役員等が、暴力団員若しくは暴力団関係者である場合又は暴力団員若しくは暴力団関係者が経営に事実上参加していると認められる法人ではありません。
- 4 公的研究費の不正行為・不正使用に加担又は協力しません。
- 5 貴法人の職員等から不正行為の依頼等があった場合には通報します。
- 6 関係官庁の調査、貴法人が実施する内部監査及び公的研究費の不正使用に関する調査に積極的に協力します。

公的研究費の不正使用防止にご協力ください

本学では、取引業者様にも本学との取引において、不正防止に対する意識向上とコンプライアンス確保を目的として、「誓約書」を提出していただいております。必要に応じて、業者控の納品書等の資料請求を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

不正行為防止について

- (1) 万が一、本学教職員から「預け金」「架空請求」等の不正な要求があった場合は、毅然としてお断りいただき、本学の通報窓口へご連絡くださいますようお願いいたします。
- (2) 万が一、本学教職員が行った不正行為に加担した場合、或いは加担したとみなされた場合には、本学会計規則に則り、取引停止等の措置を講ずることになりますのでご承知おきください。

本学の公的研究費の不正使用防止の取組について、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考：学校法人産業医科大学会計規則（抜粋）

第 64 条 契約担当役は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除しなければならない。

- (1) 正等な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込がないとき。
- (2) 契約の履行について不正行為があったとき。
- (3) 契約の履行に関し、故意に学校法人の職員の指揮監督に従わなかったとき。

第 67 条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、一定の期間を限り、契約の相手方若しくは入札者又はそれらの代理人となることを禁止することができる。

- (1) 契約に関する調査にあたり虚偽の申出をした者
- (2) 契約に関し談合を行った者
- (3) 契約の履行に際して、第 64 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに一の事由に該当する者

本件に対する問い合わせ

産業医科大学 財務部契約課 TEL:093-691-7132

本学通報窓口

産業医科大学 総務部総務課 TEL:093-603-1611 (内線 2117)

田中・田代法律事務所 田代 幸一 弁護士

〒803-0817 北九州市小倉北区田町 11-18 小池ビル 5 階

TEL:093-592-1245

本学の「公的研究費不正使用防止の取組について」は、本学ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。